ACSES ニュースレター_２１４５号（2021 年 7 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇同僚男性の水筒に猛毒「リシン」入れる、元会社員の女を起訴…自宅で製造か<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(エアコン)<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・個人情報の漏えいについて<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・レクサス高輪でも不正車検　数値書き換えなど 565 台／車検「2 時間」守るため不正常態化…本末転倒のトヨタ式<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 123 号）<官報>
・建設残土、全国統一の規制を　土砂災害受け国に要望へ―全国知事会<Web 報道>
・フリーマーケットサイトにおける健康食品の偽物の販売に関する注意喚起<消費者庁>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４５報）<厚生労働省>
・福島第一原発　処理水放出「沿岸」か「沖合」<新聞報道>
[原子力施設全般]
・記録の書き換え「現場の判断」　敦賀 2 号機で原電が報告<新聞報道>
・幌延深地層研、地下 500m まで掘り進める計画認める<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募の結果及び改正省令の公布<総務省消防庁>
◇危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務省令第 71 号）<官報>
[4] 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書
～化学物質への理解を高め　自律的な管理を基本とする仕組みへ<厚生労働省>
[5] 健康安全
◇熱中症警戒アラート、日傘レンタルサービス及び天気アプリとの連携について<環境省>
[6] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1189 号）<官報>
[7] 飼料
◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）<官報>
[8] 食品安全衛生関係

百日紅（サルスベリ）

◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
[9] 温暖化対策関係
◇「100 年に１度」の洪水も　世界各地で異常気象が発生〈新聞報道〉
◇地球温暖化でコメ収量 20%減　「従来予測より深刻」と指摘〈Web 報道〉
◇製造業、脱炭素へ投資　洋上風力で新工場、国内初〈Web 報道〉
◇令和元年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・更新）の公表について〈環境省〉
◇総発電量を１割減、脱炭素電源を６割に　経産省が新計画〈新聞報道〉
◇その他
[10] 環境安全関係
◇国設八方尾根酸性雨測定所における大気オゾン濃度の観測データセットを公開しました〈国立環境研究所〉
[11] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　７件　　［公募結果、意見募集結果］　３件　　［調査結果］　１件　　［白書］　１件
[12] その他省庁発表　　６件
[13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　　25 件　　［開催記録、報告、資料等］　　８件
[14] その他　　２件
[付録]
◇労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 123 号）〈官報〉
◇熱中症予防に心がけたい６つの生活習慣　入浴で『暑熱順化』を【医師監修】〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇同僚男性の水筒に猛毒「リシン」入れる、元会社員の女を起訴…自宅で製造か
＜読売新聞　2021 年７月 20 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210720-OYT1T50053/

猛毒の物質「リシン」を同僚男性の水筒に入れたとして、神戸地検は１９日、兵庫県加古川市の元会社員の女（３０）を器物損壊罪で起訴した。捜査関係者への取材でわかった。地検は認否を明らかにしていない。

起訴状などによると、女は３月２６日、当時勤務していた神戸市長田区の建設会社の事務所で、同僚だった男性（４０）の水筒内にリシンを入れ、水筒を使用不能にしたとされる。

捜査関係者らによると、男性が水筒の飲み物の味やにおいに違和感を覚えたため、職場で見張ったところ、女が液体を混入するのを確認。男性から被害届を受けた県警が、６月に器物損壊容疑で逮捕した。男性に健康被害はなかった。２人の間にはトラブルがあったとみられる。

県警の依頼で警察庁科学警察研究所が水筒内の液体を鑑定し、リシンが検出された。致死量には満たなかったという。

リシンは、下剤などに使われるひまし油の原料「トウゴマ」の種子に含まれ、油をしぼった残りかすから抽出できる。捜索で、女の自宅からトウゴマの種子が見つかっており、県警は女がリシンを製造した可能性が高いとみている。

リシンは、人の体内に入ると発熱や呼吸困難などを引き起こし、死に至るケースもある。米国では２０１３年、オバマ大統領（当時）宛ての封書から検出される事件が起きた。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(エアコン)

＜消費者庁　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025002/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210720_1.pdf
〇特記事項あり　　エアコンに関する事故（リコール対象製品）について
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うちエアコン１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件
（うちヘアドライヤー１件、電動バリカン（充電式）１件、自転車１件、エアコン（室外機）１件、換気扇１件、自転車１件）

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025027/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210721_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：60 件
うち重大事故等として通知された事案：29 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025032/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210721_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：２件、2.リコール・自主回収情報:26件、3.食中毒情報：３件

・個人情報の漏えいについて
＜消費者庁　2021 年 7 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024998/

◇事故、事件の続報

・レクサス高輪でも不正車検　数値書き換えなど 565 台
＜朝日新聞　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7N4S5QP7NOIPE00J.html
トヨタ自動車は 20 日、直営の販売会社、トヨタモビリティ東京が営む自動車販売店「レクサス高輪」（東京都港区）で、不正車検が見つかったと発表した。565 台について、法令で定められた検査の一部を省いていたり、検査結果を基準を満たす値に書き換えたりしていた。
不正車検は今年 3 月、愛知県内の販売店で発覚していた。今回の案件はその後の 6 月、国土交通省関東運輸局の監査で判明した。
今年 3 月、系列販売会社のネッツトヨタ愛知が経営する販売店「プラザ豊橋」（愛知県豊橋市）で 2018 年 12 月以降の 2 年間に受け付けた全 5158 台で検査の一部を省いていたことが判明していた。
・検査を省く「スピード車検」、トヨタの足元で衝撃の不正
＜朝日新聞　2021 年 5 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5G6F24P5DOIPE02Y.html
・車検「2 時間」守るため不正常態化…本末転倒のトヨタ式
＜朝日新聞　2021 年 7 月 21 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP7N6WWBP7NOIPE00B.html?iref=comtop_7_04
トヨタ自動車の販売店で、不正車検が再び発覚した。早く検査を終わらせるために、法定の検査の一部を不正に省いていた。遠因は、トヨタの基本思想である「トヨタ生産方式」（TPS）の形骸化だ。作業のムダを省いて時間を短くするはずが、時間を守るために作業を省く本末転倒の結果を招いていた。
販売店を運営するトヨタモビリティ東京によると、不正車検が見つかった「レクサス高輪」では、車検の納期を「客が店内で待てる時間」として、2 時間に設定していた。しかし、法人顧客が多く、売り上げも伸びていた同店は、社員の負担も恒常的に多くなっていたという。車検は本来、車種や走行距離によって作業時間を 1 台ごとに変える必要があるが、業務が多い中で 2 時間という時間を守ることが優先された。このため検査を省く不正

行為が常態化していった。

トヨタモビリティ東京の関島誠一社長はこの日のオンライン会見で、「時間が目的になっていた」と述べ、陳謝した。

車検不正は３月、トヨタが本…

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 123 号）

［官報］　令和３年７月 20 日　号外　第 168 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210720/20210720g00168/20210720g001680001f.html

----＞ *末尾［付録］*

・建設残土、全国統一の規制を　土砂災害受け国に要望へ―全国知事会

＜時事ドットコム　2021 年７月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021071900942&g=pol

---

・フリーマーケットサイトにおける健康食品の偽物の販売に関する注意喚起

＜消費者庁　2021 年７月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024942/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_210721_0001.pdf

令和３年５月、デジタルプラットフォーム事業者が提供するフリーマーケットサイトにおいて、健康食品(サプリメント)の偽物が販売されていた旨の情報が消費者庁に寄せられました。

消費者庁が調査を行ったところ、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(消費者を欺く行為)を確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第１項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４５報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年７月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D_RVWRzCVdKEyqKdY

１　自治体の検査結果

小樽市、青森県、仙台市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、埼玉県、千葉県、文京区、神奈川県、横浜市、川崎市、京都府、京都市、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　１件

No. 1　岩手県産　コシアブラ　(Cs：180 Bq/kg)

・福島第一原発　処理水放出「沿岸」か「沖合」

＜読売新聞　2021 年７月 18 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20210717-OYT8T50078/?=tile

夏にも計画策定　漁業者　反発続く

東京電力福島第一原子力発電所の「処理水」を２０２３年春から海洋放出する政府方針が決まり、今夏にも具体的な実施計画がまとまる見通しだ。国内の原子力施設では廃水を「沿岸」か「沖合」から放出してきた実績があり、この２案が軸になるとみられる。だが、漁業者の反発は根強く、理解をどう広げていくかが重要になる。

処理水は、様々な放射性物質を含む汚染水を特殊な装置で浄化し、現在の技術では除去できないトリチウム以外を排出基準未満にしたもので、毎日１４０トンのペースで増え続けている。

処理水の貯蔵タンクが原発敷地を圧迫し、廃炉作業の支障になりかねないとして政府は４月、海洋放出の方針を決めた。トリチウム濃度を世界保健機関（WHO）の飲料水基準の約７分の１に薄めて流す計画だ。

ほかの原子力施設でも、トリチウムを含む廃水は日常的に生じる。放出方法として、国内の多くの原発で採用されているのは沿岸から直接流す方法だ。事故前の福島第一原発もこの方法で放出していたため、既存施設が使える長所がある。

もう一つは、海底の配管で沖合に送る方法で、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（青森県）では海流に乗って薄まりやすい３キロ・メートル沖から放出。北陸電力志賀原発（石川県）も環境保護を目的に、海岸の工事を伴う沿岸放出ではなく、約５００メートル離れた沖合に流す方法を採用している。

福島県では、沿岸、沖合とも年間通して海流が確認されており、どちらの方法でも速やかに薄まるとされる。日本原子力研究開発機構システム計算科学センターの町田昌彦副センター長（計算科学）も「放出後は希釈・拡散が自然に進み、局所的に滞留することはないとみられる」と話す。

だが、漁業者は反対の姿勢を崩していない。福島県沖では４月、本格操業に向けて漁獲量を増やす「移行操業」が始まったばかりだ。全国漁業協同組合連合会は６月、海洋放出方針に対し、「到底容認できるものではない」と、断固反対する特別決議を採択した。

一方、放出開始までには原子力規制委員会の審査や放出装置の開発・設置などが必要だ。規制委の更田豊志（ふけたとよし）　委員長は「８月中旬までに東電が海洋放出の実施計画をまとめ、審査を申請することが望ましい」とのスケジュール感を示すなど、各種手続きにかけられる時間的猶予は少ない。

具体的な放出方法を決めるに当たっては、東電や政府が漁業者や国民に説明を尽くして理解を広げ、徹底的な風評被害対策を講じることが不可欠となる。

[原子力施設全般]

・記録の書き換え「現場の判断」　敦賀２号機で原電が報告

＜朝日新聞　2021 年７月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7M6RD1P7MULBJ00J.html

日本原子力発電の敦賀原発２号機（福井県）で、再稼働に向けた審査資料の地層の調査記録が書き換えられた問題で、原電は 19 日、原子力規制委員会に対し、「書き換えてはいけないという認識がなかった」などとする社内調査の結果を報告した。書き換えは現場の担当者らの判断で、経営層は説明を受けていなかったとしている。

同原発では、原子炉建屋直下を走る断層が審査の焦点になっている。動く可能性がある活断層と判断されれば廃炉になるため、原電は審査で活断層ではないと主張してきた。

原電によると、2017 年２月ごろ、社内の担当グループの責任者やメンバー数人と調査会社で、ボーリング調査の記述を別の調査結果に上書きする方針を決定。断層が動いた可能性を否定する記述に改めるなど、計 80 カ所を書き換えた。当時の上司２人や担当役員は事情を知らなかったという。「(担当者らは) 修正して提出しても良いと考えていた」と説明した。

昨年２月、規制委の指摘で書き換えが発覚。規制委は原電に経緯の説明や原因究明を求めるとともに、昨年末以降、都内の原電本店に立ち入り検査を計６回行うなどして調べている。

・幌延深地層研、地下 500m まで掘り進める計画認める

＜朝日新聞　2021 年７月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7N55P5P7NIIPE01M.html

「核のごみ (原発から出る高レベル放射性廃棄物)」を地下深くに埋める地層処分を研究する幌延深地層研究センター（北海道幌延町）の研究内容について、道と町が日本原子力研究開発機構の意向を聞く「確認会議」は当初の計画より 150 メートル深い、地下 500 メートルまで掘り進めて試験を行う計画を認めた。

地下 500 メートルでの研究をめぐっては、「期限内に終了できるのか」、「再延長はないのか」など懸念の声があがっていた。

16 日に行われた確認会議では、地下 500 メートルまで掘り進める計画について「3 者協定の内容変更に当たらない」として、研究計画を認めることを確認した。今後、報告書をまとめ、知事などに報告する。

また、機構は 2019 年、研究期限を当初の 21 年度から 28 年度へ延長している。会議では計画延長について、「機構が研究を継続する必要があると判断した場合は計画変更の協議が必要」とし、機構側が求め、協議が行われた場合はさらなる計画延長の可能性があることも確認した。

確認会議は４月から計５回開かれ、有識者らとともに、道、町、原子力機構の間で結んだ「3 者協定」に基づ

き、計画の必要性や妥当性を検討してきた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yiLaYSEqoAUuNxBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年７月 21 日版）

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Idp7dzLse_yq5I2zY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p1z98bRq_XosYmQ1Y

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ感染、世界で 1.9 億人超　再拡大、デルタ株懸念

＜共同通信　2021 年 7 月 18 日＞　https://nordot.app/789419698455429120?c=39546741839462401

・コロナ嗅覚異常“20 代 30 代の 7 割”　改善に 1～2 年かかる可能性も

＜NHK　2021 年 7 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210720/k10013150951000.html

・コロナ感染から回復した人の抗体 ”時間経つほど効果高く”

＜NHK　2021 年 7 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210721/k10013151001000.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスワクチンの来年に向けた供給に係る武田薬品工業株式会社及びモデルナ社との契約締結について

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5Q31Tg4FjyoBH_9Y

・新型コロナワクチンの開発状況について

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6AD4QwMIgicMFbJY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2DDIczM4shc8JsJY

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=CfJQTjYSBAI7IBibY

・「新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化のための支援事業の採択事業における交付基準額の決定について」を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V6wOEGhMWlxlfkXFY

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5R68otr-6O7XzPZ3Y

・新型コロナウイルス感染症の影響により生活にお困りの皆さまへを更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4Rq7t_IsuzxqJElzY

・海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について

＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zTaXm94AlxBGCGNfY

・医療従事者等への接種について

＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6gJBUCeCY7YloLBY

・職域接種に関するお知らせ

＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=kWrLx4JcyOwaVEEDY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

○治療薬

・コロナカクテル療法承認　厚労省、重症化抑制期待

＜共同通信　2021 年 7 月 19 日＞　https://nordot.app/789819546831110144?c=39546741839462401

厚生労働省は 19 日、中外製薬が申請していた新型コロナウイルス感染症の「抗体カクテル療法」に使う 2 種の新薬を特例承認したと発表した。重症化を抑える効果が期待される。国内で効果が検証されて使用が認められた薬は 4 種類目。

現在 18 歳以上となっている米モデルナ製の新型コロナワクチンの対象年齢については、添付文書を改訂し 12～17 歳にも広げることを厚労省の専門部会が了承した。ただ現状では、職場や大規模接種会場での需要に供給が追い付いていないため、子どもへの接種がどう進むかは不透明だ。

・コロナ治療薬と 12 歳以上へのモデルナ接種了承　厚労省専門部会

＜毎日新聞　2021 年 7 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210719/k00/00m/040/295000c

厚生労働省の専門部会は 19 日、2 種類の医薬品を組み合わせて新型コロナウイルス感染症の患者に投与する「抗体カクテル療法」を治療薬として特例承認することを了承した。厚労省は同日、使用を承認した。国内で使用が認められる新型コロナ治療薬としては 4 例目で、軽症や中等症を対象とする薬は初めてとなる。田村憲久厚労相は「基本的には重症化のリスク要因がある入院患者を中心に投与する」と述べた。

ウイルスに作用する二つの中和抗体「カシリビマブ」と「イムデビマブ」を組み合わせた点滴薬。米製薬企業リジェネロン社が開発し、製造・販売する中外製薬が 6 月末、簡略な手続きで使用を認める特例承認を求めて申請していた。海外の臨床試験（治験）では、新型コロナ患者の入院や死亡のリスクを 7 割減らす効果などが確認された。

また専門部会は、18 歳以上への接種が承認されている米モデルナ製の新型コロナワクチンについて、12～17 歳にも拡大することを了承した。後日、別の審議会で公的な予防接種の対象とすることが認められる見込み。国内では、米ファイザー製ワクチンの接種対象年齢が当初の 16 歳以上から 12 歳以上に下げられている。

・厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 279 号）

［官報］　令和 3 年 7 月 20 日　特別号外　第 61 号　1 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210720/20210720t00061/20210720t000610001f.html

○厚生労働省告示第 279 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省告示第二百九号)の一部を次の表のように改正する。

令和 3 年 7 月 20 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第 1 1　次に掲げる成分を含有する製剤(体外診断用医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)を除く。) ⑴～(30)　(略) (31)　(略) (32)　イムデビマブ(遺伝子組換え) (33)　(略) (34)～(72)　(略)	別表第 1 1　次に掲げる成分を含有する製剤(体外診断用医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)を除く。) ⑴～(30)　(略) (31)　イミグルセラーゼ(遺伝子組換え)(新設) (32)　インコボツリヌストキシン A (33)～(71)　(略)

(73)　(略) (74)　カシリビマブ(遺伝子組換え) (75)　(略) (76)～(303)　(略) ２～４　(略)	(72)　解凍人赤血球液 (新設) (73)　下垂体性性腺刺激ホルモン (74)～(301)　(略) ２～４　(略)

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 280 号）

［官報］　令和３年７月 20 日　特別号外　第 61 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210720/20210720t00061/20210720t000610001f.html

○厚生労働省告示第 280 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第七十五条第三項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品(令和二年厚生労働省告示第二百四号)の一部を次の表のように改正する。

令和３年７月 20 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

(傍線部分は改正部分)

改　正　後	改　正　前
一　(略) 二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 ⑴　イムデビマブ(遺伝子組換え)及びその製剤 ⑵　カシリビマブ(遺伝子組換え)及びその製剤 ⑶　(略) ⑷・⑸　(略)	一　(略) 二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 (新設) (新設) ⑴　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣＯＶ－２） ⑵・⑶　(略)

○ワクチン

・ファイザー６件、モデルナ１件　１００万回当たり副反応―厚労省部会

＜時事ドットコム　2021 年７月 21 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072101247&g=soc

・モデルナ５千万回分を追加契約　３回目念頭、2022 年輸入

＜共同通信　2021 年７月 20 日＞　https://nordot.app/790160832492519424?c=39546741839462401

・供給確約なく「自己防衛」　食い違う認識　自治体ワクチン調査

ワクチン供給減も官邸「言うな」　困惑する自治体

＜毎日新聞　2021 年７月 21 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210721/k00/00m/040/423000c

・コロナワクチン接種「様子みたい」20 代・30 代女性の約４割

＜NHK　2021 年７月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210720/k10013148351000.html

・五輪応援職員に都「2 回目接種は大会後」　副反応が理由

＜朝日新聞　2021 年７月 20 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP7M66NRP7HUTIL05P.html?iref=comtop_7_03

・政府、ワクチン追加調達せず　河野氏「打てない国もある」
＜共同通信　2021 年 7 月 19 日＞　https://nordot.app/789674124020121600?c=39546741839462401
・タマホーム、社員にワクチン禁止令か
「接種したら無期限の自宅待機」タマホーム社長が社員に“ワクチン禁止令”
＜文春オンライン　2021 年 7 月 20 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/47270

◇大学等関係
・塩野義、東大発ベンチャーとコロナワクチンのライセンス契約　鼻腔に投与
＜共同通信　2021 年 7 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021071900878&g=eco
　塩野義製薬は１９日、東京大学発の創薬ベンチャーＨａｎａＶａｘ（ハナバックス）と新型コロナウイルスのワクチンに関するライセンス契約を結んだと発表した。塩野義が開発中のワクチンを、注射ではなく鼻腔（びくう）に投与する方法の開発を進める。
****

[3] 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募の結果及び改正省令の公布
＜総務省消防庁　2021 年 7 月 21 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210721_kiho_1.pdf
　消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和３年５月 26 日から令和３年６月 24 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、６件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。
１ 改正内容
　以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）を改正するものです。
（１）屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し
　「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」での検討を踏まえ、キャノピー（屋根）等の面積が敷地面積の 2/3 までの給油取扱所について、火災予防上安全であると認められる場合に、「屋外給油取扱所」として扱うこととする。（従来は 1/3 以下）
（２）様式の統一
　規制改革実施計画（令和２年７月 17 日閣議決定）を踏まえ、市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書及び危険物保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書）について、省令上規定し、統一する。
２ 意見公募の結果
　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和３年５月 26 日から令和３年６月 24 日までの間、意見を公募したところ、６件の御意見がございました。頂いた御意見及び総務省の考え方は、別紙１のとおりです。
３ 省令等の公布
　消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を令和３年７月 21 日に公布しました。
　改正省令の概要は別紙２、改め文及び新旧対照表は別紙３のとおりです。

◇危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務省令第 71 号）
　　［官報］　令和 3 年 7 月 21 日　号外　第 169 号　1～4 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210721/20210721g00169/20210721g001690001f.html
〇総務省令第 71 号
　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年７月21日　　総務大臣　　武田　良太

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請） 第一条の六　法第十条第一項ただし書の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、別記様式第一の二の申請書を所轄消防長又は消防署長に提出しなければならない。	［新設］
（屋内給油取扱所） 第二十五条の六　令第十七条第二項の総務省令で定める給油取扱所（同項の屋内給油取扱所をいう。）は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの（当該割合が三分の二までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とする。	（屋内給油取扱所） 第二十五条の六　令第十七条第二項の総務省令で定める給油取扱所（同項の屋内給油取扱所をいう。）は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。以下この条において同じ。）の一階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の一階の床面積を減じた面積の三分の一を超えるものとする。
（危険物保安監督者の選任又は解任の届出書） 第四十八条の三　法第十三条第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によって行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、別記様式第二十の二による書類を添付しなければならない。	（危険物保安監督者の選任又は解任の届出書） 第四十八条の三　法第十三条第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、法第十三条第一項に規定する実務経験を証明する書類を添付しなければならない。
様式第１の２（第１条の６関係） ―省略―	［新設］
様式第20の２（第48条の３関係） ―省略―	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

****

[4] 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書

～化学物質への理解を高め　自律的な管理を基本とする仕組みへ～

＜厚生労働省　2021年７月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wziFIA7-9S4QG0xRY

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000807679.pdf

令和３年７月１９日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

＜目次＞

１　検討会の趣旨・開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）参集者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　職場における化学物質管理を巡る現状認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）労働災害の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）有害作業に係る化学物質の管理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（３）中小企業における状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（４）諸外国における化学物質管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討結果・・・・・・・・・・・６
（１）化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）・・・６
　ア　ＧＨＳ分類済み危険有害物の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　イ　ＧＨＳ未分類物質の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　ウ　労使等による化学物質管理状況のモニタリング・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立・・・・・・・・・・・・・１２
　ア　事業場内の化学物質管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　イ　外部専門家としての化学物質管理の専門人材の確保・育成・・・・・・・・１３
（３）化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化・・・・・・・・・・・１３
　ア　ラベル表示・ＳＤＳ交付を促進するための取組・・・・・・・・・・・・・１４
　イ　ＳＤＳ記載内容、交付方法等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　ウ　譲渡・提供時以外の場合における危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
　　・・・・・・１５
　エ　支援措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（４）中小企業に対する支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　ア　化学物質管理に関するガイドラインの策定・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　イ　専門家による支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　ウ　化学物質管理を支援するインフラの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（５）特化則等に基づく措置の柔軟化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　ア　特化則等の適用除外の仕組みの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　イ　特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し・・・・・１７
　ウ　作業環境測定結果が第三管理区分である事業場に対する措置の強化・・・１８
　エ　粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化・・・・・・・・・・・・・・・１９
（６）がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方・・・・・・・・・１９
　ア　がん等の遅発性疾病の把握の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　イ　健診結果等の長期保存が必要なデータの保存・・・・・・・・・・・・・・２０
（７）事業者及び国が行う有害性調査（試験）・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

****

[5] ***健康安全***

◇熱中症警戒アラート、日傘レンタルサービス及び天気アプリとの連携について

＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109815.html

〈株式会社 Nature Innovation Group、株式会社 ALiNK インターネット同時発表＞

環境省と気象庁は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼び掛け国民の熱中症予防行動を効果的に促す「熱中症警戒アラート」を全国で運用しております。これに伴い、更なる熱中症予防の推進のため、環境省と株式会社 Nature Innovation Group の連携により、令和３年７月 20 日（火）から令和３年 10 月 27 日（水）まで、熱中症警戒アラートが発表された日に無料で日傘をレンタルできるようになりました。なお、株式会社 ALiNK インターネットとも連携し、同取組を、同社が運営する天気アプリ（tenki.jp）

内にて告知を行います。

****

[6] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第1189号）

［官報］ 令和3年7月19日　本紙　第537号　4～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210719/20210719h00537/20210719h005370004f.html

肥料の新規登録21件が公示された。

****

[7] ***飼料***

◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）

［官報］ 令和3年7月19日　本紙　第537号　8頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210719/20210719h00537/20210719h005370008f.html

確認を受けた飼料：トウモロコシ　　1件

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年7月16日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=6&from_day=19&to=struct&to_year=2021&to_month=7&to_day=2&max=100

6月19日～7月2日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

****

[9] ***温暖化対策関係***

◇「100年に1度」の洪水も　世界各地で異常気象が発生

＜朝日新聞　2021年7月22日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP7P6DRFP7PUHBI01N.html?iref=comtop_7_01

◇地球温暖化でコメ収量20%減　「従来予測より深刻」と指摘

＜共同通信　2021年7月19日＞　https://nordot.app/789790387773587456?c=39546741839462401

◇製造業、脱炭素へ投資　洋上風力で新工場、国内初

＜時事ドットコム　2021年7月21日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072000890&g=eco

---

◇令和元年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・更新）の公表について

＜環境省　2021年7月19日＞　https://www.env.go.jp/press/109807.html

◇総発電量を1割減、脱炭素電源を6割に　経産省が新計画

＜朝日新聞　2021年7月19日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7M6S70P7MULFA01L.html

経済産業省は省エネを進め、電力の需要を抑えようとしている。2030年度の総発電量の見通しは、いまのエネルギー基本計画から約1割減らす。発電量の約6割は、再生可能エネルギーや原発などの「脱炭素電源」でまかなうことをめざす。21日にも示す新たな計画の原案に盛り込む方針だ。

政府は温室効果ガスの排出量を30年度に13年度比で46%減らす目標を掲げる。3年ぶりに改定する計画では目標実現のため、再生エネの大量導入や省エネの徹底などを検討している。

30年度の省エネ量は、いまの計画の1・2倍に引き上げる方針だ。鉄鋼や化学など産業界のほか、家庭にも省エネの徹底を求める。経済成長率の鈍化も考慮し、30年度の総発電量はいまの計画の1兆650億キロワット時から1割程度下げる。総発電量が減れば、太陽光など再生エネの比率を引き上げやすくなる。

30年度の電源構成について…

◇再エネ比率 36～38%へ　30 年度、基本計画素案公表
＜朝日新聞　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7P4V2QP7NULFA01D.html

---

◇「数字合わせできても…」脱炭素電源 6 割、厳しい道のり
＜朝日新聞　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7P6SZ4P7PULFA003.html

---

◇ビジネス Q&A「カーボンニュートラルにはどのように取り組んだらよいでしょうか。」
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 7 月 13 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/org/Q1399.html

****

[10] ***環境安全関係***

◇国設八方尾根酸性雨測定所における大気オゾン濃度の観測データセットを公開しました
＜国立環境研究所(NIES)　2021 年 7 月 9 日＞　https://www.nies.go.jp/doi/10.17595/20210709.001.html

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」並びに「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案)」に対する意見公募
＜経済産業省　2021 年 7 月 12 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121066&Mode=0

◇グリーンイノベーション基金事業「CO2 等を用いたプラスチック原料製造技術開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画（案）に対する意見公募について
＜経済産業省　2021 年 7 月 16 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595221035&Mode=0

◇グリーンイノベーション基金事業「CO2 を用いたコンクリート等製造技術開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画（案）に対する意見公募について
＜経済産業省　2021 年 7 月 16 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620221015&Mode=0

◇令和３年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（補助事業）の三次公募について
＜環境省　2021 年 7 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109798.html

---

◇令和２年度（第３次補正予算（追加公募））及び令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち、グリーンスローモビリティ導入促進事業の公募開始について
＜環境省　2021 年 7 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109784.html

---

◇令和３年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業～アジア高等教育共同体（仮称）形成促進～」公募について（通知）
＜文部科学省　2021 年 7 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5iac3dxK88ztbL

◇国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)ジャパン・パビリオン開催に伴う展示の募集

10 月 31 日～11 月 12 日
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109816.html
---

[公募結果、意見募集結果]
◇令和３年度 TCFD に沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業参加企業決定について
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109809.html
TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures
気候変動関連財務情報開示タスクフォース

◇令和３年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのＣＯ２削減支援事業）」対象事業の選定結果について
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109805.html
---

◇令和 3 年度「「富岳」成果創出加速プログラム」（高性能汎用計算機高度利用事業費補助金）の採択課題の決定について
＜文部科学省　2021 年 7 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5sac3hgRs1p5bT

[調査結果]
◇令和２年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を公表します
＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1yyNgcQajQpcEhZFY

[白書]
◇令和 2 年度文部科学白書の公表について
＜文部科学省　2021 年 7 月 20 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5qac3drfcgalbF
****

[12] *その他省庁発表*
◇国際研究交流の概況（令和元年度）
＜文部科学省　2021 年 7 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5iac3dxK88ztbN

◇計量法施行令等の一部を改正する政令が閣議決定されました
＜経済産業省　2021 年 7 月 20 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210720002/20210720002.html?from=mj
政令改正の概要
(1) 自動はかり 4 器種の一部の検定対象等からの除外
(2) 自動捕捉式はかりの使用の制限の開始日の延期
(3) 騒音計の検定等の実施に係る手数料の見直し

◇消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました
＜経済産業省　2021 年 7 月 20 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210720003/20210720003.html?from=mj
改正の概要
「特定保守製品」として指定されてきた 9 製品（①屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）、②屋内式ガス瞬間湯沸器（LP ガス用）、③石油給湯機、④屋内式ガスふろがま（都市ガス用）、⑤屋内式ガスふろがま（LP ガス用）、⑥石油ふろがま、⑦ビルトイン式電気食器洗機、⑧密閉燃焼式石油温風暖房機、⑨浴室用電気乾燥機）のうち、③石油給湯機と⑥石油ふろがまを除く 7 製品（以下、「除外対象製品」という。）について、特定保守製品の指定から外すこととします。

一方、除外対象製品の所有者におかれては、法定点検の通知がされる認識でいることから、今般の制度改正の変更内容について十分に周知することが必要です。このため、各メーカー等に、除外対象製品の所有者に対して、特定保守製品から除外されたことを周知することを求めるとともに、除外対象製品のうち、本政令の公布の日から起算して一年を経過する日までに、点検期間の始期が到来する製品（以下、「経過措置対象製品」という。）については、引き続き、法に基づく点検実施を行う経過措置を設けます。

◇日本産業規格(JIS)を制定・改正しました（2021 年７月分）

＜経済産業省　2021 年７月 20 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210720004/20210720004.html?from=mj

---

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 124～126 号）

［官報］　令和３年７月 21 日　号外　第 169 号　5～13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210721/20210721g00169/20210721g001690005f.html

---

◇令和４年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和３年５月分）

＜文部科学省　2021 年７月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5sac3hgRs1p5bU

****

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します　　７月 30 日

＜厚生労働省　2021 年７月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=CfJTXxrEU9SCzNWbY

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・令和３年８月の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会及び同小委員会審査分科会の開催について　　８月４、11、18、24、27 日

＜環境省　2021 年７月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109811.html

議題：医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・薬事・食品衛生審議会　要指導・一般用医薬品部会を開催します　　８月２日、非公開

＜厚生労働省　2021 年７月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=iXLPakS0v2RaUQobY

・第 64 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 13 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について

７月 21 日

＜厚生労働省　2021 年７月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3jFYE6-tW5QWwERY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの添付文書の改訂について

（３）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（４）その他

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会　　７月 30 日

＜厚生労働省　2021 年７月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xi5tfAuuT5oJjZxY

１個別労災請求事案に係る医学的事項について

２その他

・第 139 回労働政策審議会安全衛生分科会　　７月 28 日

＜厚生労働省　2021 年７月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jJxYBeyU4YVkoBY

（１）分科会長の選出及び分科会長代理の指名について

（２）「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等について

（３）事務所衛生基準規則等の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（４）港湾荷役運送事業労働災害防止規定変更案要綱について（諮問）
（５）その他
・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　　８月４日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Idp7dzLse_yq5PmzY
・第 17 回発散防止抑制措置特例実施許可に関する専門家検討会を開催します　　7 月 30 日、非公開
＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19839.html
・食品安全委員会　栄養成分関連添加物ワーキンググループ（第 16 回）の開催について　　7 月 28 日
＜内閣府　2021 年 7 月 20 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_eiyou_annai_16.html
（１）「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会　薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（第３３回）の開催について　　7月２９日
＜内閣府　2021 年 7 月 20 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_amr_annai_33.html
（１）「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」の改訂の検討について
（２）「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」の改訂の検討について
（３）その他
・食品安全委員会（第 826 回）の開催について　　7 月 27 日
＜内閣府　2021 年 7 月 20 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai826.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・遺伝子組換え食品等４品目
JPBL008 株を利用して生産されたα-アミラーゼ
JPBL009 株を利用して生産されたα-アミラーゼ
JPBL010 株を利用して生産されたα-アミラーゼ
チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95379 系統
（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「シアントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
・農薬「1-ナフタレン酢酸」に係る食品健康影響評価について
・農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」に係る食品健康影響評価について
（３）食品安全委員会の運営について（令和３年４月から６月まで）
（４）その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　7 月 21 日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J9xhx0oaEcr0_6G1Y
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの添付文書の改訂について
（３）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（４）その他
・令和３年度第１回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会の開催について
7 月 26～30 日
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109799.html
（１）緊急措置事業の実施状況について
（２）その他
・中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会（第 17 回）の開催について
7 月 29 日
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109797.html
（１）中間整理（案）について

（２）その他

・中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合（第８回）の開催について　　７月 26 日

＜環境省　2021 年７月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109789.html

（１）地球温暖化対策計画（案）

・令和３年度騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会（第１回）の開催について　　７月 28 日

＜環境省　2021 年７月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109806.html

（１）騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会設置について

（２）騒音規制法における空気圧縮機の規制の状況等について

（３）振動規制法における圧縮機の規制の状況等について

（４）その他

・第 23 回 J－クレジット制度運営委員会　　８月３日

＜経済産業省　2021 年７月 20 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/41167

・「第２回 患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直しに関するワーキンググループ」（skype によるオンライン会議）の開催について　　８月６日

＜厚生労働省　2021 年７月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R7wBpIp6caqUn8nVY

（１）「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法について

（２）患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直しに関するワーキンググループ報告書（案）について

（３）その他

・これからの労働時間制度に関する検討会

＜厚生労働省　2021 年７月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7QJrIJyeaKcl8PdY

・第１回「これからの労働時間制度に関する検討会」を開催します　　７月 26 日

＜厚生労働省　2021 年７月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7ANqIZ2faaYk8bZY

（１）裁量労働制に関する現状等について

（２）その他

・大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブ（スキーム D）キックオフシンポジウムについて　　７月 30 日

＜文部科学省　2021 年７月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5iac3dxK88ztbJ

※スキーム D とは

Society 5.0 に求められる、課題を発見・解決し新たな価値を創造できる人材育成に向けて、デジタル技術を上手く活用し、大学教育の価値を最大限に高め、学生中心の新しい学びを創造するデジタライゼーションプロジェクトです。

ピッチイベント、メンタリング、コミュニティの形成等を通じて、新たな大学教育に挑戦するイノベーターを応援していきます。

また、企業や投資家に大学教育への参画を積極的に促すことで、社会全体で学生を育てるエコシステムを醸成することを目標としています。

（スキーム D 公式ウェブサイト　https://scheemd.mext.go.jp）

・CCUS の早期社会実装会議（第３回）～これまでの歩みと脱炭素化に向けた展望～の開催について　　８月３日

＜環境省　2021 年７月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109810.html

CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage

CO2 を回収し大気中に放出させない回収・有効利用・貯留

・医療機関の勤務環境改善に関心のある企業の皆様に向けた医師の働き方改革セミナー（オンライン開催）の開催について　　７月３０日

＜厚生労働省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X6QH5QgIJgyYNFPNY
１　医師の働き方改革に関する制度の概要
２　医療機関における勤務環境の課題について
３　講師との意見交換・質疑応答
・令和３年度 日本学術振興会の評価等に関する有識者会合（第２回）の開催について　　7 月 28 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5sac3hgRs1p5bN
1. 令和２年度業務実績に係る評価について
2. その他
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会　群分離・核変換技術評価タスクフォース（第１回）の開催について　　7 月 30 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5sac3hgRs1p5bP
1. 群分離・核変換技術評価タスクフォースについて
2. 群分離・核変換技術に関するこれまでの経緯・研究開発状況
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第８回化学物質による疾病に関する分科会　議事録　　５月 28 日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wziFIA7-9S4QG0RRY
（１）労働基準法施行規則第 35 条別表第１の２第４号の１の物質等の検討について
（２）今後の検討事項について
（３）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（オンライン開催）（令和３年度第６回）議事概要　　７月９日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_BRXRjGUdaAztaZY
・第 63 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 12 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　７月７日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Fe5PQwbYT8ie0NeHY
・第 64 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 13 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料　　７月 21 日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4AhLWi2Iabwvr7pY
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F-xNQQTaTcqc0sSFY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの添付文書の改訂について
（３）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（４）その他
・「UNEP 海洋ごみ及びマイクロプラスチックに係るマルチステークホルダープラットフォーム(MSP)フォーラム」の結果について　　７月 13 日
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109812.html
・「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ第 18 回会合（WGIA18)」の結果について　　７月８～14 日
＜環境省　2021 年 7 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/109808.html
・学校法人ガバナンス改革会議（第１回）会議資料　　７月 19 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5sac3hgRs1p5bM
1. 会議の運営について
2. 学校法人のガバナンスに関する意見交換
3. その他
・科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会（第 14 回）　議事録

4 月 27 日

＜文部科学省　2021 年 7 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5sac3hgRs1p5bQ

1. 共進化実現プロジェクトのフォローアップについて
2. 共進化実現プログラム（第 II フェーズ）の実施について
3. 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業　基本方針、重点課題について
4. その他

****

[14] *その他*

・高校時代に単位先取りの大学生、早期卒業も 文科省方針

＜朝日新聞　2021 年 7 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7P75CMP7PUTIL01C.html

高校時代に大学の授業を履修して単位を得て、その大学に入学した学生について、文部科学省は、4 年間在籍しなくても前倒しで卒業できるように制度改正する方針を固めた。

文科省によると、2018 年度時点で、高校生を対象に通常授業の履修機会を提供している大学は全体の約 28%(211 校）。各大学が単位を付与する「科目等履修生」として学ぶ高校生は約 1500 人いた。

現行制度では、高校時代に得た大学の単位は、その大学に入れば単位としてカウントされるものの、卒業に必要な残りの単位を取得するのに最低でも 4 年かけなければならない。

文科省は今年度中に省令を改正して、来年度からは卒業に必要な単位を早期に取得できるようにし、各大学が学則を変更すれば、4 年間在籍せずとも前倒しで卒業できるようにする方針だ。学則変更について文科省は「個々の大学の判断になる」としている。

政府の教育再生実行会議は今年 6 月に決定した第 12 次提言で、高校生が大学の授業を履修し、その大学に入学した場合に修業年限を柔軟化する制度改正を求めていた。

・京大発ベンチャー急増　「ビジネスに距離」の伝統に変化

＜朝日新聞　2021 年 7 月 22 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP7L1582P7KPLFA006.html?iref=comtop_7_06

京都大学発のベンチャー企業が増えている。大学が出資する投資会社の後押しを受け、2020 年度には 5 年前の 2 倍超となる 222 社となった。研究一筋でビジネスとは距離を置く。そんな伝統的気質が変わってきた背景とは。

京大 iPS 細胞研究所の研究者たちが 15 年 8 月に設立したベンチャー「サイアス」。さまざまな細胞になれる iPS 細胞を使い、新たながん免疫治療の開発をめざしている。だが、設立当初の実働メンバーは 2 人だけ。慣れない資金集めに苦心したという。医薬研究は実用化に時間がかかり、成功の保証もない。高リスクのため、民間の金融機関から支援を得るのは難しい。

そこで救世主となったのが、京大がつくったベンチャーキャピタル（VC）の「京都大学イノベーションキャピタル（iCAP)」だった。サイアスの実験結果を精査し、17 年に 5 千万円の投資を決めた。その後も繰り返し増資に応じ、これまでに計約 7 億円を投資した。経営に詳しい人材も派遣し、長期的な支援を続けている。昨年 8 月に iCAP から籍を移し、サイアスの代表取締役に就任した五ノ坪良輔・COO（最高執行責任者）兼 CFO（最高財務責任者）は「iCAP がなければ、(今の会社は）存在しなかった」と振り返る。

大学の研究成果を新たな産業につなげることを目的に国は 12 年度の補正予算で京大、東京大、東北大、大阪大の 4 大学に計 1 千億円を出資した。これを原資に各大学が設置した VC の一つが iCAP だ。

投資担当１０人中９人が理系

iCAP は、京大のライフサ…

****

[付録]

◇労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 123 号）　*上記［1］関係*

［官報］ 令和 3 年 7 月 20 日　号外　第 168 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210720/20210720g00168/20210720g001680001f.html

〇厚生労働省令第 123 号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第二項第一号、第三十三条第三号及び第五号並びに第五十条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年７月 20 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（最低限度額及び最高限度額の算定方法等） **第九条の四**　法第八条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める額（以下この条において「最低限度額」という。）は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計（以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。）の常用労働者（賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）第四条第一項に規定する事業所（国又は地方公共団体の事業所以外の事業所に限る。）に雇用される常用労働者をいう。以下この項及び第四項において「常用労働者」という。）について、前条に規定する年齢階層（以下この条において「年齢階層」という。）ごとに求めた次の各号に掲げる額の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者（年金たる保険給付（遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を除く。）を受けるべき労働者及び遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を支給すべき事由に係る労働者をいう。以下この項において同じ。）の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）とする。 一・二　（略） ２～７　（略） **第四十六条の十七**　法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。 一　自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業 二～七　（略） **第四十六条の十八**　法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理	（最低限度額及び最高限度額の算定方法等） **第九条の四**　法第八条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める額（以下この条において「最低限度額」という。）は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計（以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。）の常用労働者（賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）第四条第一項に規定する事業所（国又は地方公共団体の事業所以外の事業所に限る。）に雇用される常用労働者をいう。以下この項及び第四項において「常用労働者」という。）について、前条に規定する年齢階層（以下この条において「年齢階層」という。）ごとに求めた次の各号に掲げる額の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者（年金たる保険給付（遺族補償年金又は遺族年金を除く。）を受けるべき労働者及び遺族補償年金又は遺族年金を支給すべき事由に係る労働者をいう。以下この項において同じ。）の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）とする。 一・二　（略） ２～７　（略） **第四十六条の十七**　法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。 一　自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業 二～七　（略） 第四十六条の十八　法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～七　（略） （新設）

システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページの設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの	

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第５（第 23 条関係）
第２種特別加入保険料率表
<table>
<tr><th>事業又は作業の種類の番号</th><th>事業又は作業の種類</th><th>第２種特別加入保険料率</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>特 23</td><td>労災保険法施行規則第 46 条の 18 第８号の作業</td><td>1000 分の３</td></tr>
</table></td><td>別表第５（第 23 条関係）
第２種特別加入保険料率表
<table>
<tr><th>事業又は作業の種類の番号</th><th>事業又は作業の種類</th><th>第２種特別加入保険料率</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正）

第三条　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十七条　法第三十五条第一項の承認を受けている団体に係る法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者（以下この条及び第十九条において「一人親方等」という。）に対する第三条から第五条の二まで及び第十五条の規定の適用については、前条第五号から第七号まで及び次の各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　前条第二号の規定は、一人親方等に係る特別支給金の支給の事由について準用する。この場合において、労災則第四十六条の十七第一号又は第三号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由による」と、「業務上の事由、複	**第十七条**　法第三十五条第一項の承認を受けている団体に係る法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者（以下この条及び第十九条において「一人親方等」という。）に対する第三条から第五条の二まで及び第十五条の規定の適用については、前条第五号から第七号まで及び次の各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　前条第二号の規定は、一人親方等に係る特別支給金の支給の事由について準用する。この場合において、労災則第四十六条の十七第一号又は第三号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由による」と、「業務上の事由、複

数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第一号又は第三号に掲げる作業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「当該作業による又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業により又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第二号又は第四号から第八号までに掲げる作業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」と読み替えるものとする。	数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第一号又は第三号に掲げる作業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「当該作業による又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業により又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第二号又は第四号から第七号までに掲げる作業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」と読み替えるものとする。
六・七　（略）	六・七　（略）

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行し、労働者災害補償保険法施行規則第九条の四の改正規定は令和二年九月一日から適用する。

◇熱中症予防に心がけたい６つの生活習慣　入浴で『暑熱順化』を【医師監修】

＜NEWS ポストセブン　2021 年 7 月 15 日＞　https://www.news-postseven.com/kaigo/95656

梅雨が明け本格的な夏がやってくると、急な暑さに体が追いつかない人も多い。特に、高齢者の熱中症は命にかかわる危険があるので、注意しておきたい。そこで、熱中症にならない生活ポイントを、高齢者の在宅診療を行う「医療法人社団ときわ」理事長であり医師の小畑正孝さんが教えてくれました。毎日のさまざまなシーンで予防と対策をして、元気に暑さと付き合いましょう！

1. 室内…エアコンをつける気温の目安は？

「熱中症は真夏にだけ起こるものではありません。梅雨入り、梅雨明けの蒸し暑い時期は、体が暑さにまだ慣れておらず、熱中症に陥ることも多々あります。

エアコンをつける目安としては気温が 25℃を超えたら使用を検討し、28℃を超えたら必ずつけるようにしてください」（医師・小畑正孝さん・以下同）

2. 食事…摂るべき食品は？

「食事は１日３食、栄養バランスのとれたものが望ましいですが、暑くなってくると食欲が減退します。麺類等、食べやすいものに偏りがちですが、たんぱく質不足になると体力も弱まります。卵や豆腐、納豆、肉や魚などを

意識して食べましょう」

3. 入浴…39 度の風呂に 10～15 分

「コップ1杯の水を飲んでから、39℃程度のぬるめの風呂に約10～15分ほど肩までゆっくりつかるのがオススメ。現代人は汗をかく機能が落ちています。シャワーではなく湯船にしっかりとつかることで汗腺機能を整え、暑さに体を順応させていく『暑熱順化』を鍛えられ、熱中症対策になります」

4. 外出時…水分補給をマメに

「不要不急の外出は避け、どうしても必要な用事の際は『暑さ指数』（WBGT 値）をチェックし、涼しい時間帯を選んで短時間ですませる。帽子や日傘を忘れずに持参し、衣類は木綿や麻など通気性のよい自然素材や、スポーツウエアなどに使われる吸汗、速乾性に優れた素材のものを。水分補給もマメに」

5. 運動…ウオーキングは早朝や夜間に

「適度な運動は健康維持のために大切ですが、夏場の屋外運動はとても危険です。気温が 30℃でも湿度が高いと体調を崩しやすくなります。特に高齢者や肥満の人は注意。ウオーキングなら早朝や夜間に。できれば涼しい屋内でできるストレッチや筋トレ、ヨガなどを行うようにしましょう」

6. 睡眠…7～8 時間快適な睡眠を

「睡眠不足は大敵。寝苦しい夜はエアコンや除湿機能を活用して快適な睡眠をとれるように心がけて。風が直接当たるのを避けたければ、隣室のエアコンをつけ、扇風機で循環させるのも手。睡眠時間は個人差がありますが、7～8 時間がベスト。日中に眠くならないかどうかが熟睡度の目安です」

教えてくれた人

医師　小畑正孝さん

「医療法人社団ときわ」理事長。専門は内科、総合診療科。2016 年に「赤羽在宅クリニック」を開院。翌年、「医療法人社団ときわ」を立ち上げ、理事長就任。2021 年「サルスクリニック」を開院。

※女性セブン 2021 年 7 月 1・8 日号

********** 以上 **********